

(あて先) 松江市長

誓約書

以下の物件について、市有財産売買契約を締結するにあたり、下記の事項を順守することを誓約します。

対象物件

所在：松江市灘町 101 番 1 外 2 筆

地目：宅地

地積：2,004.29 m²

記

- 裏面「特記事項及び条件」についてすべて承諾した上で、当該物件を買い受けます。なお、「特記事項及び条件」に記載された事項に関して松江市に対して解除・損害賠償・追完・代金減額請求等一切の法的請求を求めません。
- 当該物件を第三者に譲渡する際は、譲渡時の当該物件の状況に応じた「特記事項及び条件」を譲渡先に十分説明し、譲渡先の承諾を得た上で譲渡します。また、この説明が不十分なことにより何らかの問題が発生した場合は、私が一切の責任を負います。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

特記事項及び条件

1. 本物件はすべて現状渡しとし、買主は、民法、商法及び市有財産売買契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本件売買物件が種類、品質又は数量等に関して、市有財産売買契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完・代金の減額・損害賠償の各請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、買主が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、引き渡しの日から2年間はこの限りではありません。
2. 本物件の地下には従前建物の基礎杭等が多数残存しているが、現状有姿（そのままの姿）で引き渡します。また、万一引き渡し後に他の地下埋設物等が存在することが明らかとなった場合にあっては、買主の責任において適切な処理を行うものとし、これに係る全ての経費についても買主が負担してください。
3. 本物件隣接地に NHK の新社屋が建設予定であり、社屋の建立により、電波障害が生じる恐れがあります。本件についての詳細は NHK に問い合わせください。
4. 本物件は都市計画法に基づく準防火地域です。
5. 本物件は松江市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づく駐車場整備地域です。
6. 本物件は松江市景観条例に基づく宍道湖景観形成区域（湖畔都市ゾーン）です。
7. 本物件は松江市屋外広告物条例に基づく展望保全区域です。
8. 本物件は都市機能誘導区域（都市の中核エリア）です。
9. 本物件の敷地内に中国電力ネットワーク㈱の支柱、支線及び管路があります。移設等が必要なときは、買主において設置者と協議・手続きを行ってください。
10. 本物件は埋立地であるため遺跡の存在の可能性はないものと判断されていますが、工事に遺構・遺物が発見された際には、現状を変更することなく速やかに松江市埋蔵文化財調査室まで届け出てください。調査を行うこととなり、原因者に費用の負担を求められることがあります。

11. 本物件は、地盤調査及び土壌汚染の調査は行っていません。
12. 土地の利用にあたっては、上記の記載事項を含め、購入者において必要に応じて適切に係部署と協議・手続きを行ってください。

物件調書は物件を把握するうえでの参考資料ですので、上記以外の点についても、ご自身において法令に基づく制限及び物件の状況等の確認を行ってください。

13. 構築物等の移転・撤去については、購入者において行ってください。
14. 上下水道、電気、ガスの敷地内への引込が必要な場合は購入者で行ってください。

また、接続する場合受益者負担金等が必要となる場合があります。

15. 引渡し後の境界杭・境界鋸等の管理については購入者が行ってください。

物件の評価は、現況により評価していますので、必ずご自身で現地確認を行ってください。

物件調書と現況が異なるときは、現況を優先します。